

須坂市市税等減免要領

令和6（2024）年4月1日

須坂市総務部税務課

須坂市市税等減免要領

令和6（2024）年4月1日

（趣旨）

第1 この要領は、地方税法（昭和25年法律第226号）及び須坂市市税条例（昭和29年条例第20号）（以下「条例」という。）第29条、第40条の4、第53条から第53条の4、第87条の3及び須坂市国民健康保険税条例（昭和29年条例第12号）（以下「国保税条例」という。）第24条の規定による市税等（以下「市税等」という。）の減免に関し、必要な事項を定めるものとする。

（減免申請）

第2 市税等の減免を受けようとする者は、須坂市市税に関する規則（昭和55年3月31日規則第2号）第16条第1項、同条第2項又は第22条に定める減免申請書（国民健康保険税について第24の規定による減免を受けようとする者は、別に定める減免申請書）に、減免を受けようとする事由を証する書類を添付し、市長に申請するものとする。

（調査書の作成）

第3 市税等の減免申請があった場合は、その申請者について須坂市市税等の減免に関する調査書を作成するものとする。

（減免できる額）

第4 市税等の減免ができる額は、申請があった日から7日以後に到来する納期の税額とする。

（決定及び通知）

第5 資力の回復その他事情の変化により、その決定が不相当と認められるときは、減免の割合を再計算のうえ減免額を変更し、その旨を申請者に通知するものとする。

2 資力の回復その他事情の変化により、その決定が不相当と認められるとき又は虚偽その他不正の行為により市税等の減免を受けたと認められたときは、減免の割合を再計算のうえ減免額を変更又は取り消し、その旨を規則第16条第4項に定める通知書により、申請者に通知するものとする。

3 前項による場合を除き、減免額等決定後は、その決定額等を変更しないものとする。

（市民税の減免割合の基準）

第6 条例第29条第1項第1号に該当する者の減免割合の基準は、次のとおりとする。

区 分	減免割合
生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による生活扶助を受ける者	10分の10

第7 条例第29条第1項第2号に該当する者の減免割合の基準は次のとおりとする。

（1）納税義務者が死亡したことにより、納税義務承継者の属する世帯（同一生計

である者を含む)における当該年度の合計所得見込額(当該年度における合計所得金額の見込額に、非課税となる収入の見込額(当該年度より受給することとなるものに限る)を加算した金額。(以下「当該年度所得見込額」という。))の合計額が皆無、又は前年中の合計所得金額の合計額に比し、3割以上減少し、生活が著しく困難となった場合で、前年中の合計所得金額が500万円以下である場合

区 分	減免割合
合計所得金額が皆無となったもの	10分の10
〃 10分の7以上減少したもの	10分の7
〃 10分の5以上10分の7未満減少したもの	10分の5
〃 10分の3以上10分の5未満減少したもの	10分の3

(2) 傷病、廃業、失業等自己の事由によらず、当該年度所得見込額が皆無となり、又は前年中の合計所得金額に比し、3割以上減少し、生活が著しく困難となった場合で、前年中の合計所得金額が500万円以下である場合

区 分	減免割合
合計所得が皆無となったもの	10分の7
〃 10分の7以上減少したもの	10分の4
〃 10分の5以上10分の7未満減少したもの	10分の2
〃 10分の3以上10分の5未満減少したもの	10分の1

第8 条例第29条第1項第3号に該当する者の減免割合の基準は次のとおりとする。

区 分	減免割合
学生及び生徒の内、勤労学生控除の対象となる者	10分の10

第9 条例第29条第1項第4号から第6号に該当する者の減免割合の基準は次のとおりとする。(収益事業(法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第13号に規定する事業をいう。以下同じ。))を行う者を除く。)

区 分	減免割合
公益社団法人又は公益財団法人	均等割の10分の10
認可地縁団体	
特定非営利活動法人	

2 前項の規定にかかわらず、収益事業を行う特定非営利活動法人の設立の日の属する事業年度から当該設立の日から起算して、5年を経過する日の属する事業年度までの各事業年度について、当該事業年における収益事業の損金の額が益金の額を超える場合に限り、当該収益事業を行う特定非営利活動法人に対する市民税の均等割を減免する。

第10 条例第29条第1項第7号に該当する者の減免割合の基準は次のとおりとする。

(1) 災害（風水害、震災等自然災害及び火災をいう。以下同じ。）により次の区分に該当することとなった場合

区 分	減免割合
死亡した場合	10分の10
障害者（地方税法第292条第1項第9号に規定する障害者をいう。）となった場合	10分の9

(2) 納税義務者（地方税法に規定する配偶者又は扶養親族を含む。）の所有に係る住宅、又は家財の災害により受けた損害の金額（保険金、損害賠償等により補てんされるべき金額を除く。）が、その住宅、又は家財の価格の10分の3以上であって、前年中の合計所得金額が1,000万円以下である場合

損害の程度 合計所得金額	減免割合	
	10分の3以上 10分の5未満のとき	10分の5以上のとき
500万円以下であるとき	2分の1	10分の10
750万円以下であるとき	4分の1	2分の1
750万円を超えるとき	8分の1	4分の1

(3) 冷害、凍霜害、干害等により農作物に被害を受け農作物の減収による損失額の合計額（農作物の減収価格から農業保険法（昭和22年法律第185号）によって支払われるべき農作物共済金額を控除した金額）が、平年における当該農作物による収入額の合計額の10分の3以上である者で、前年中の合計所得金額が1,000万円以下である場合（当該合計所得金額のうち農業所得以外の所得が400万円を超える者を除く。）

区 分	減免割合
合計所得金額が300万円以下であるとき	10分の10
〃 400万円以下であるとき	10分の8
〃 550万円以下であるとき	10分の6
〃 750万円以下であるとき	10分の4
〃 750万円を超えるとき	10分の2

2 条例第29条第1項第7号に該当する者のうち、自己、配偶者又は扶養親族が、傷病により、所得税法（昭和40年法律第33号）に基づく控除対象医療費（以下「医療費」という。）の支出が、前年中の合計所得金額の3割以上となり、生活が困難となった場合で、前年中の合計所得金額が500万円以下である者に対しては、次の区分による。

区 分	減免割合
支払った医療費が前年中の合計所得金額の10分の8以上のもの	10分の7
〃 10分の5以上10分の8未満のもの	10分の4
〃 10分の3以上10分の5未満のもの	10分の2

3 条例第29条第1項第7号に該当する者のうち、次のいずれにも該当し、第9に規定する法人に準じて減免することが必要と認められる法人に対しては、均等割の10分の10を減免する。

- (1) 法第312条第3項第4号に規定する公共法人等（第9によるものを除く）又は法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人
- (2) 収益事業を行っていない法人

（固定資産税の減免割合の基準）

第11 条例第40条の4第1項第1号に該当する者の減免割合の基準は次のとおりとする。

区 分	減免割合
生活のため公私の扶助を受ける者	10分の10

第12 条例第40条の4第1項第2号に該当する者の減免割合の基準は次のとおりとする。

区 分	減免割合
区（自治会）が専ら会所等の用に供している固定資産（有料で使用させるものを除く。） 例 各区（自治会）の公会堂	10分の10
公衆浴場の事業の用に供する固定資産 （自治省固定資産税課長通知平7.4.1 自治固第15号）	3分の2
区（自治会）に準ずる団体が会所等の用に供する固定資産 （有料で使用させるものを除く。） 次のすべてに該当する法人 イ 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第2条第1項第4号別表各号に定める事業を実施している法人 ロ 法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型の法人 ハ 収益事業の用に供していない固定資産（有料で使用するものを除く。）	10分の10

第13 条例第40条の4第1項第3号に該当する者の減免割合の基準は、「災害被害に

対する地方税の減免措置等について」（自治省事務次官通知 平成12年4月1日付自治税企第12号）が定める次の区分による。

(1) 土地

損害の程度	減免割合
被害面積が当該土地面積の10分の8以上であるとき	10分の10
〃 10分の6以上10分の8未満のとき	10分の8
〃 10分の4以上10分の6未満のとき	10分の6
〃 10分の2以上10分の4未満のとき	10分の4

(2) 家屋

損害の程度	減免割合
全壊、流失、埋没等により家屋の原形をとどめないとき又は復旧不能のとき	10分の10
主要構造部分が著しく損傷し、大修理を必要とする場合で、当該家屋の価格の10分の6以上の価値を減じたとき	10分の8
屋根、内壁、外壁、建具等に損傷を受け、居住又は使用目的を著しく損じた場合で、当該家屋の価格の10分の4以上、10分の6未満の価値を減じたとき	10分の6
下壁、畳等に損傷を受け居住又は使用目的を損じ、修理又は取替を必要とする場合で、当該家屋の価格の10分の2以上10分の4未満の価値を減じたとき	10分の4

(3) 償却資産

家屋の減免区分に準ずる。

(軽自動車税種別割の減免割合の基準)

第14 条例第53条第1項に該当するものの減免割合は、次のとおりとする。

区 分	減免割合
公益のため直接専用すると認められる軽自動車等	10分の10

第15 条例第53条の2第1項第1号に該当するものの減免割合は次のとおりとする。

区 分	減免割合
別表第1から別表第4に該当する者が所有する軽自動車等	10分の10

(減免の対象となる軽自動車等)

第16 前条の減免の対象となる身体障がい者等及び軽自動車等は次の各号のとおりとする。

(1) 身体障害者手帳等の交付を受けている者で、別表第1から別表第4に該当す

る者が所有する軽自動車等（身体障がい者で年齢18歳未満の者、又は知的障がい者にあつては、その者と生計を一にする者が所有する軽自動車を含む。）

- (2) もっぱら当該身体障がい者等又は当該身体障がい者等と生計を一にする者又は当該身体障がい者等（単身で生活する者に限る。）を常時介助する者（以下「生計を一にする者等」という。）が当該身体障がい者のため通学、通院又は生業のため運転する軽自動車等。
- (3) 1人の身体障がい者等につき1台（自動車税種別割の課税客体である自動車を含む。）とする。（軽自動車届出済証に事業用と記載されているものを除くものとする。）
- (4) 身体障がい者等と生計を一にする者が所有するもの及び身体障がい者等と生計を一にする者等が運転するものに係る身体障がい者等とは、別表第1に掲げる者にあつては、障がいの程度が下肢不自由について3級の2、3級の3及び4級から6級までの各級、体幹不自由については5級に該当する者以外の者、別表第2に掲げる者にあつては障がいの程度が下肢不自由について第4項症から第6項症までの各級及び第1款症から第3款症までの各款症、体幹不自由について第5項症、第6項症及び第1款症から第3款症までの各款症に該当する者以外の者をいう。

第17 条例第53条の2第1項第2号に該当する者の減免割合は、次のとおりとする。

区 分	減免割合
もっぱら身体障がい者の利用に供する構造の軽自動車等	10分の10

第18 条例第53条の3第1項に該当する者の減免割合は、次のとおりとする。

区 分	減免割合
公的医療機関が医療のために使用する軽自動車	10分の10

第19 条例第53条の4第1項に該当する者の減免割合は、次のとおりとする。

区 分	減免割合
消失又は再使用に耐えなくなったとき	10分の10
生活のため公私の扶助を受ける者	10分の10
その他特別の事情がある者	その都度定める割合

（特別土地保有税の減免割合の基準）

第20 条例第87条の3第1項第1号に該当する者の減免割合は、次のとおりとする。

区 分	減免割合
公益のため直接専用する土地	10分の10

第21 条例第87条の3第1項第2号に該当する者の減免割合は、次のとおりとする。

区 分	減免割合
市の全部又は一部にわたる災害により、著しく価値を減じた土地	第14第1号に準ずる

第22 条例第87条の3第1項第3号に該当する者の減免割合は、次のとおりとする。

区 分	減免割合
当該土地が災害により、その価値が5割以下になった土地	10分の5

(国民健康保険税の減免割合の基準)

第23 国保税条例第24条第1項第1号に該当する者の減免割合の基準は、主たる生計維持者が死亡、傷病、廃業、失業等自己の事由によらず、当該年度におけるその世帯に属する被保険者及び世帯主の当該年度所得見込額の合計額が皆無、又は前年中の合計所得金額の合計額に比し5割以上減少し、生活が著しく困難となった場合で、前年中の合計所得金額の合計額が500万円以下である者について、次のとおりとする。

区 分	減免割合
生活保護法の規定による生活扶助を受けることとなったとき	10分の10
合計所得金額が皆無となった者	10分の5
〃 10分の5以上減少したもの	10分の2.5

第24 国保税条例第24条第1項第2号に規定する減免は、第4の規定にかかわらず次のとおりとする。

(1) 旧被扶養者に係る所得割額 10分の10

(2) 旧被扶養者に係る被保険者均等割額

区 分	減免割合
減額賦課非該当世帯に属する旧被扶養者	10分の5
減額賦課2割軽減に該当する世帯に属する旧被扶養者	軽減前の額の 10分の3
減額賦課5割軽減及び7割軽減該当世帯に属する旧被扶養者	減免対象としない

(3) 旧被扶養者のみで構成される世帯に係る世帯別平等割額

区 分	減免割合
減額賦課非該当世帯	10分の5
減額賦課2割軽減に該当する世帯	軽減前の額の 10分の3
減額賦課5割軽減及び7割軽減該当世帯又は特定世帯	減免対象としない

第25 国保税条例第24条第1項第3号に該当する者の減免割合の基準は次のとおりとする。

(1) 天災その他災害の被害を受けた場合

区 分	減免割合
死亡したとき	10分の10
障がい者となったとき	10分の9
住宅又は家財等に損害があったとき	第10第2号に準ずる。 ただし、「合計所得金額」とあるのは「世帯主及び被保険者の合計所得金額の合計額」と読み替える。
農作物に被害をうけたとき	第10第3号に準ずる。 ただし、同号中「市民税」とあるものは「国民健康保険税」と、「合計所得金額」とあるのは「世帯主及び被保険者の合計所得金額の合計額」と読み替える。

(2) その他の特別の事由による者の減免割合の基準は次のとおりとする。

区 分	減免割合
その他特別の事由により減免が必要と認めた場合	所得割額の範囲でその都度定める割合
拘置・拘留等により収監された場合	第4の規定にかかわらず国民健康保険法第59条の規定により保険給付が制限される期間の全部

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成31年4月1日から施行し、須坂市市税等減免内規は、平成31年3月31日をもって廃止する。
- 2 この要領の施行日前に決定した措置については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行日前に決定した措置については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行日前に決定した措置については、なお従前の例による。

第16 別表

別表 1 身体障害者手帳を持つ者

項目		障がい等級		
		障がい者本人が運転する場合	障がい者と生計を一にする者が運転する場合	
身体障害者手帳	視覚障がい	1級 2級 3級 4級	1級 2級 3級 4級	
	聴覚障がい	2級 3級	2級 3級	
	平衡機能障がい	3級	3級	
	音声機能障がい	3級（喉頭摘出による音声機能障がいがある場合に限る）	—	
	上肢不自由	1級 2級	1級 2級	
	下肢不自由	1級 2級 3級 4級 5級 6級	1級 2級 3級	
	体幹不自由	1級 2級 3級 5級	1級 2級 3級	
	乳幼児期以前の非進行性 病変による運動器の障がい	上肢機能	1級 2級	1級 2級 3級
		移動機能	1級 2級 3級 4級 5級 6級	1級 2級 3級
	心臓機能障がい	1級 3級	1級 3級	
	腎臓機能障がい	1級 3級	1級 3級	
	呼吸器機能障がい	1級 3級	1級 3級	
	ぼうこう又は直腸の機能障がい	1級 3級	1級 3級	
	小腸の機能障がい	1級 3級	1級 3級	
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい	1級 2級 3級	1級 2級 3級	
肝臓機能障がい	1級 2級 3級	1級 2級 3級		

別表 2 療育手帳を持つ者

項目	障がい等級	
	障がい者本人が運転する場合	障がい者と生計を一にする者が運転する場合
療育手帳	総合判定A	総合判定A

別表 3 精神障害者保健福祉手帳を持つ者

項目	障がい等級	
	障がい者本人が運転する場合	障がい者と生計を一にする者が運転する場合
精神障害者保健福祉手帳	1級	1級

別表 4 戦傷病患者手帳を持つ者

左 欄	右 欄	
	戦傷病患者本人が運転する場合	左に掲げる場合以外の場合
視覚障がい	特別項症 第1項症 第2項症 第3項症 第4項症	特別項症 第1項症 第2項症 第3項症 第4項症
聴覚障がい	特別項症 第1項症 第2項症 第3項症 第4項症	特別項症 第1項症 第2項症 第3項症 第4項症
平衡機能障がい	特別項症 第1項症 第2項症 第3項症 第4項症	特別項症 第1項症 第2項症 第3項症 第4項症
音声機能障がい	特別項症 第1項症 第2項症 (喉頭摘出による音声機能障がい がある場合に限る)	—
上肢不自由	特別項症 第1項症 第2項症 第3項症	特別項症 第1項症 第2項症 第3項症
下肢不自由	特別項症 第1項症 第2項症 第3項症 第4項症 第5項症 第6項症 第1款症 第2款症 第3款症	特別項症 第1項症 第2項症 第3項症
体幹不自由	特別項症 第1項症 第2項症 第3項症 第4項症 第5項症 第6項症 第1款症 第2款症 第3款症	特別項症 第1項症 第2項症 第3項症 第4項症
心臓機能障がい	特別項症 第1項症 第2項症 第3項症	特別項症 第1項症 第2項症 第3項症
腎臓機能障がい	特別項症 第1項症 第2項症 第3項症	特別項症 第1項症 第2項症 第3項症
呼吸器機能障がい	特別項症 第1項症 第2項症 第3項症	特別項症 第1項症 第2項症 第3項症
ぼうこう又は直腸の機能障がい	特別項症 第1項症 第2項症 第3項症	特別項症 第1項症 第2項症 第3項症
小腸の機能障がい	特別項症 第1項症 第2項症 第3項症	特別項症 第1項症 第2項症 第3項症
肝臓機能障がい	特別項症 第1項症 第2項症 第3項症	特別項症 第1項症 第2項症 第3項症